

船橋市立医療センター職員初期救急研修費用助成金の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市立医療センター（以下「医療センター」という。）に勤務する職員が、急変した患者に対して現状の医学レベルに対応した蘇生術を適切に行うことができるよう、緊急時対応技能向上のための初期救急研修の受講を促進させることを目的に、受講料として受講者が負担する費用の一部を助成する船橋市立医療センター職員初期救急研修費用助成金（以下「助成金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 常勤の職員（専修医、嘱託医を含む）をいう。
- (2) 初期救急研修 日本における蘇生に関する研修組織である日本ACLS協会、日本循環器学会、日本蘇生協議会又はこれらに類する医療従事者向けの研修を行う組織が実施するBLS (Basic Life Support) 研修又はACLS (Advanced Cardiovascular Life Support) 研修をいう。

(助成金の支給)

第3条 助成金の支給対象者は前条第1号に掲げる職員とし、医師にあつては同条第2号に規定するACLS研修を、その他職員にあつては同号に規定するBLS研修を受講したときの受講料を支給対象費用とみなす。ただし、助成金の支給対象者が、受講しようとする研修と同様の研修を既に受講しているときは支給対象費用とはみなさない。

- 2 助成金の額は、前項に定める支給対象費用の4分の1（100円未満切り捨て。）とする。ただし、助成金の支給限度額は10,000円とする。
- 3 職員が助成金の支給を受けようとするときは、第1項に定める研修を受講する際に、病院事業管理者に初期救急研修受講申請書（様式1）を提出し、承認を受けなければならない。また、当該研修を受講したときは、初期救急研修費用助成金請求書（様式2）に、研修を受講したことを証する書類（修了書等）と、当該研修の受講に際して受講者が費用を負担したことを証する書類（受講料の領収書等）を添えて、速やかに総務課に提出しなければならない。なお、当該研修受講の始期と終期が同一年度でない場合は、助成の対象とはしない。

(服務)

第4条 職員が前条第1項に定める研修を受講しようとするときは、当該研修の受講日が一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年船橋市条例第2号。以下、この条において「休暇条例」という。）の規定による週休日若しくは休日である場合を除き、休

※太枠内に記入し、事前に院長、所属長の承認を得て総務課庶務班へ

様式 2

初期救急研修費用助成金請求書

平成 年 月 日

病院事業管理者 様

(請求者)

所属

職名・氏名

印

私は、船橋市立医療センター職員初期救急研修費用助成金の支給に関する要綱の規定に基づき、以下の研修を受講しましたので、研修を受講したことを証する書類（修了書等）と、当該研修の受講に際して費用を負担したことを証する書類（受講料の領収書等）を添えて助成金請求書を提出します。

研 修 の 種 類	A C L S ・ B L S	
研 修 組 織	日本 A C L S 協会 ・ 日本 B L S 協会 ・ 日本循環器学会 日本蘇生協議会 ・ その他の組織（ ）	
研 修 場 所	_____（都・道・府・県） _____（市・区・町・村） _____ _____電話番号 _____（ ）	
研 修 日	<u>平成 年 月 日</u> から <u>平成 年 月 日</u> まで	
研修費用(a) （受講料）	_____円	
総務課受付	助 成 額	備 考
・ ・	(a)の4分の1(百円未満切捨)、ただし上限 10,000 円。 _____円	

※太枠内に記入し、総務課庶務班へ